

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市都筑区早渕三丁目32番11

氏名 株式会社 加瀬興業

代表取締役 若松 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年10月 6日

許可の有効年月日 令和 9年 5月19日

1. 事業の範囲

中間処分業

【事業場①】

破 砕：廃プラスチック類（塩化ビニルに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類

破碎・減容：廃プラスチック類（塩化ビニルを除く。）、木くず 以上2種類

【事業場②】

破 砕：廃プラスチック類（廃蛍光管を含む。）、金属くず（廃蛍光管を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管を含む。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原1838番1 以上1筆（面積935.75m²）

【事業場②】

埼玉県深谷市黒田字上南原749番1、749番4、758番1、758番3、759番1、762番1、762番4、763番1、768番5、字台1236番4、1236番6
以上11筆（面積2,817.26m²）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処分及び処分に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。
- (3) 廃蛍光管の処理及び保管は、密閉した状態で行い、施設外に飛散流出させないこと。
- (4) 廃蛍光管の破碎物の処理は、水銀を回収できる施設による中間処理または管理型最終処分場による最終処分とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成14年5月20日	指令廃指第254号	新規許可
平成24年1月19日	指令産廃第1050号	変更許可（事業場②及び破碎施設の追加）
平成28年10月5日	指令産廃第714-1号	変更許可（事業場②：破碎施設の追加）
令和3年3月31日	—	変更届（事業場①：保管施設の追加）
令和4年10月6日	指令北環第51-1号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	3.84 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類 (単品処理)	平成26年2月13日 — —
	4.00 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類 (単品処理)	
	4.24 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類 (単品処理)	
	3.76 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類 (単品処理)	
破碎施設	70.61 t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (塩化ビニルを除く。)、 木くず 以上2種類	平成17年11月15日 平成17年11月15日 4-42
減容施設	23.84 t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (塩化ビニルを除く。)、 木くず 以上2種類	平成14年5月20日 — —
減容施設	34.42 t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (塩化ビニルを除く。)、 木くず 以上2種類	平成17年11月15日 — —

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	1.6 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類 (単品処理)	平成24年1月19日 — —
	3.2 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類 (単品処理)	
	1.6 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類 (単品処理)	
破碎施設	6.60 t/日 (8時間) (ただし、廃プラスチックについては、 0.27 t/日)	廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る。)、金属くず (廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る。) 以上3種類	平成28年10月5日 — —

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上4種類	87.4㎡	1.75m（屋内）
廃プラスチック類、木くず 以上2種類	40㎡	2.5m（屋外）
廃プラスチック類、木くず 以上2種類	50㎡	1.25m（屋外）

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上3種類	203.0㎡	1.5m（屋内）
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）以上3種類	31.5㎡	1.8m（屋内） 〔40W容器(0.73㎡)42個〕

(以下余白)

